



平成 28 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名  **いであ株式会社**
代表者名 代表取締役会長 田畑 日出男
(コード番号：9768 東証第二部)
問合せ先 常務取締役 管理本部長 市川 光昭
電話 03-4544-7600

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 15 日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 30 日開催予定の第 48 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議する旨、決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 事業の拡充に伴い、多様化する業務に対応するため、現行定款第 2 条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。（変更案第 2 条）
- (2) 「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」が平成27年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されました。
これに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第28条（社外取締役の責任限定契約）及び第37条（社外監査役の責任限定契約）の規定の一部を変更するものであります。
なお、第28条（社外取締役の責任限定契約）の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。（変更案第28条及び第37条）

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)</p> <p>～ (条文省略)</p> <p>(15)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(16)</u></p> <p>～ (条文省略)</p> <p><u>(18)</u></p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1)</p> <p>～ (現行どおり)</p> <p>(15)</p> <p><u>(16) 上記各業務に係る機械・器具・部品及び工具の購入、販売並びに各種工業製品、化学製品及びそれらの原材料の購入、販売、輸出入</u></p> <p><u>(17)</u></p> <p>～ (現行どおり)</p> <p><u>(19)</u></p>
<p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役の責任限定契約)</p> <p>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 3 月 30 日

定款変更の効力発生日 平成 28 年 3 月 30 日

以 上